

きょうと 健康づくり 実践企業 認証制度



認証企業随時受付中

—令和3年度表彰対象締切—
令和3年12月24日(金)必着

京都府では、がん検診受診率向上や健康づくり活動に取り組む企業を
「**きょうと健康づくり実践企業**」として認証しています。
大切な従業員の健康を守り、働く世代の健康づくりを推進しましょう

—認証までの流れ—



【対象】常勤従業員
が計5名以上の事業所

申請

内容
審査

認証決定



【認証期間】1年間

企業の取り組み

- ・がん検診・特定健診受診率促進へ向けた取り組み
- ・健康づくりの取り組み
- ・受動喫煙防止対策

認証企業のメリット

- ・従業員の健康づくりに積極的に取り組む企業として、広くアピールできます。
(企業ホームページ、製品、名刺、広告等)
- ・認証企業を京都府ホームページ等で、広く府民にPRします。

認証の基準

1 次の項目のうち4つ以上の項目に該当していること。

- (1) 労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しており、40歳以上の常勤従業員の健康診断の結果について、特定健診・特定保健指導法定報告に必要な項目を医療保険者へ提供していること
- (2) 厚生労働省が推奨する5種類のがん検診（肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診）のうち、4種類以上の検診について、常勤従業員の受診率が50%以上であること
- (3) 健康づくりに関する取り組みが継続して実施され、次のいずれかの事項において成果を挙げていること
・健康づくりに関する取り組みが組織的に行われ、運営が円滑に営まれていること
・健康づくりに関する普及啓発活動が積極的かつ定期的であること
- (4) 地域の自治体、社会福祉協議会、NPO法人や医療保険者など各種団体と連携した地域健康活動に取り組んでいること（事業所として活動に参加している、自治体が実施するがん検診を活用しているなど）
- (5) 従業員の退職前・退職時に健康づくり指導を実施していること（健康診断の継続的な受診、健康増進やフレイル予防の取り組み勧奨、居住地域における健康づくり教室の参加勧奨など）
- (6) 企業内に従業員の健康づくりを推進する担当者を設置していること

2 健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の必要な措置を講じていること

3 過去5年間に重大悪質な事案により法令に違反し処分等を受けたことがないこと

申請手続き方法

申請様式をそろえて、持参・郵送にて、京都府健康対策課または京都府保健所に提出。詳しくは、ホームページをご覧ください。また、事前相談を受けられます。京都府健康対策課または京都府保健所にお気軽にお問い合わせ下さい。

第8回 表彰企業の紹介

最優秀賞

N I S S H A株式会社【産業資材・電子部品等】

認証基準6項目・がん検診5項目を達成、生活習慣病予防のための健康講座を継続的に実施するなど、様々な健康づくりの取り組みを推進。

優秀賞

オムロン ヘルスケア株式会社【家庭用・医療用健康機器の開発・販売等】

S E Cカーボン株式会社京都工場【窯業・土石製品製造業】

株式会社片山化学工業研究所綾部工場【工業用薬品、水処理剤製造】

特別賞

第一工業製薬株式会社【製造業】

問い合わせ先

京都府 健康福祉部 健康対策課 健康長寿係
〒602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
TEL：075-414-4738 FAX：075-431-3970
E-mail：kentai@pref.kyoto.lg.jp
HP：http://www.pref.kyoto.jp/ninshokigyo/index.html

きょうと健康

検索